

2005年10月11日

企業会計基準委員会御中

今村 猛
(公認会計士)

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(案)」についてのコメント

コメントを提出する機会を与えられましたことを感謝いたします。

結 論

1. 「純資産の部」という名称ではなく、現行通りの「資本の部」が望ましいと思われま
 2. 次の構成要素は資本の部に含めるのではなく、資本と負債の中間に独立表示するのが望ましいと思われま
- (1) 少数株主持分
 - (2) 新株予約権

結論の根拠

I. 2. の根拠 (簡単な2を先にします)

1. 少数株主持分 親会社説では親会社の株主資本ではない。

IAS27は、少数株主持分をフレームワークの持分の定義(residual interest)によって説明しています。連結財務諸表について経済的単一体説をとれば、その定義で首尾一貫して説明できます。本基準(案)が親会社説をとるからには、少数株主持分を独立表示する方が首尾一貫します。

2. 新株予約権 仮勘定である。そもそも貸借対照表能力の有無について疑問がある。

II. 1の根拠は以下のとおりです。

1. 資産と負債の差額を純資産として一括表示しなければならない必然性はありません。株主資本と全く異質なIのような構成要素を一括表示することは不明確になります。基準(案)第25項で指摘しているように、株主資本が重視されるのであれば、その株主資本だけを独立して表示することが望ましいと思われま

運用指針(案)で示されている「評価・換算差額等」は払込資本の修正項目と考えられるので資本の部に含めるのが妥当と思われま(ただし、為替換算調整勘定は複数レートで換算することによって生じる単なる貸借差額なので、本来ならば資本の部からは除外して独立表示すべきものと思われるが、現行の基準との整合性を考慮して、資本の部に含める)。

2. 企業会計原則との関係

名称を「純資産の部」にすることは現行の企業会計原則と整合しません。他の会計基準(案)では他の会計基準との整合性を優先又は重視しているのに、本基準(案)だけはまったくそれを無視しています。現行の企業会計原則に反してまであえて名称を変更しなければな

らない理論的な必然性はありません。

3. 会計基準作成の基本的な方針について

本来ならば、個々の会計基準を設定する前に、憲法ともいえるべき原則を設定するのが筋だと思います。本基準は純資産の定義として「財務会計の概念フレームワーク」の討議資料「財務諸表の構成要素」の定義を踏襲しているようです。しかし、フレームワークはまだコンセンサスを得ていません。それに先立って、個々の会計基準で少しずつその考え方を採り入れてゆくのは、フェアではないと思います。現段階で「純資産の部」に改めなければならない必然性はありません。フレームワークがデファクト・スタンダードになるまでは、従来通りの方が良いと思います。

4. 基本的な考え方について

「財務会計の概念フレームワーク」は貴委員会内でコンセンサスを得ているのでしょうか。個々の基準(案)でフレームワークの考え方が述べられています。フレームワークは検討すべき論点が多いと思います。本基準(案)も以下の点でフレームワークの考え方を踏襲しています。以下、本コメントの根拠とは直接には関係がないことですが、あえてふれさせていただきます。

(1) 純資産の定義として、討議資料「財務諸表の構成要素」第6項と7項の定義を念頭においていると推察されます。7項に「リスクから解放されていない投資の成果」という説明があります。「リスクからの解放」にこだわると現行の会計基準と矛盾が生じると思われます。たとえば、売買目的有価証券の保有益を当期の利益とすることをどう説明するのでしょうか。

(2) 投資の成果と利益 (第25項)

利益を投資の成果としていますが、この考えは株主(投資家)をだけを重視しているような印象を受けます。「会社は誰のものか」という認識と関係しますが、利益は、経営者と従業員の努力の成果であって、それが結果として投資の成果になるのだと思います。経営者と従業員は必ずしも株主(特に投資をマネーゲームの対象にしているような投機家)のために努力しているわけではありません。

(3) 企業価値と将来キャッシュ・フロー (第25項)

企業価値＝将来キャッシュ・フローの現在価値＝株式時価総額という前提があるようですが、それは決して「わかりきったこと」ではありません。いくつかの暗黙の前提(又はフィクション)があります。フレームワークをデファクト・スタンダードにするためには、この点について徹底的な議論が必要だと思います。